

第 16 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (小石委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、継続審議となっております、第 19 号議案「公民館に指定管理者制度を導入することについて」を議題とします。

本議案については、昨年 12 月 18 日に開催された第 15 回臨時会において審議しましたが、再度、整理が必要であるとの判断から継続審議とすることにしていました。

本日は、前回の議論も踏まえ、また、この間いただきました質問事項なども含めて、再度事務局より説明をお願いします。提案説明を求めます。

公 民 館 長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 1 つ確認させてください。

公民館事業を実際に行うのは、センターの場所などを使っていることが多いのですね。

公 民 館 長) はい、そのとおりです。

小石委員のおっしゃるとおり、施設は市民会館を使っているけれども、事業の中身は公民館ですから、一種ねじれているところはあります。

松 本 委 員) 資料の 49 ページに兵庫県下のホール一覧という表があって、こういうところに指定管理がたくさん入っているのだなど

今回改めて確認できました。これは公民館の事業とホールの事業は全く別のものとして行っていると考えればいいのですか。

公民館長) 11番に川西市みつなかホールさんが載っています。ここはたしか、公民館と文化ホールが隣同士という形になっていたと思うのですが、窓口は、公民館は公民館の職員がいて、ホールには指定管理の川西文化・スポーツ振興財団の方がいらっしゃいます。つまり、中に、窓口が2つあります。

松本委員) では、芦屋のように、公民館がそのホールを借りるということもあるのですか。

公民館長) 芦屋でも行っているのですが、例えば市民会館という施設を公民館が借りて、中で芦屋川カレッジ大学院を実施しています。

そういう意味で、非常に便利と言うか、隣同士にあるメリットということで連携がとれているかと思います。

松本委員) 今までどういう部分に分けて考えられるのかがよくわかっていませんでした。こうやって一覧で見ると、大きいホールは指定管理しているところが多く、たくさんしているということはどうまくいく可能性も高いのかなと思います。この資料を見て、もっと細かく分けて考えていかなければいけないと思いました。今までは公民館と市民会館は同じようなものだと思ってしまっていたので。ですからやはり、教育委員会としてその辺は分けて、時間をかけて考える必要があると思いました。

木村委員) 資料を全て見たときに、公民館だけについて審議するように見える議題件名がよくありません。確かに公民館事業で河内事務所が行っていることを、守りたいという気持ちになります。

それで市民センターを消してしまうというような、実は市民センター事業については何も決議していない、そういう議題の立て方や進め方は非常に問題があると思います。それは気をつけていただきたいです。私たちは素人ですから、いきなり資料を見せられてもよくわからないので、そのまま雰囲気流されてしまう危険性があります。そこは事務局で、何が議題で何を審議しなければいけないのか、きちんと漏らさずにしていただかないと緻密なことができないと思います。

結論としては、今、公民館事業で河内事務所に委託している部分については、現状のままにすべきだろうと思います。将来的には指定管理もあり得るかもしれませんが、今のところはそのままにしておいたほうが良いと思います。というのは、公民館運営審議会の意見もそこに意味があるでしょうし、私たち教育委員としても、おそらくそこはあまり異論がないところだと思います。その他の部分について、例えばルナ・ホールでも河内事務所に委託しているところがありますが、それも一から見直しは必要だと思います。その問題についてはこれまで議論されてきていませんね。市民会館、公民館の管理業務、ルナ・ホール事業、そういったものについて、指定管理すべきかどうか。ここはきちんと議論しなければいけないと思います。

ただ、そうはいっても本年度中に決めて、来年度から実施するというわけにはいかないのです、持ち越しになると思います。ここは時間をかけて考えなければいけません。きちんと洗い出して、経費削減ができて、なおかつ有効な事業ができるというのであれば、そこは合理化する必要があるわけですから、

時間をかけて見直しをしていく必要があると思います。

そういう意味で、実際にホール事業を民間委託しているところに行って、まずは調べてみて、うまくいっていないのであれば、それはそれで指定管理はしないということになります。ある程度うまくいっているのであれば、見習って行うべきです。我々も、事務局も、勉強していく必要があると思います。

書かせていただきましたが、市民会館費は非常に大きくて、非常に金額が高いです。そこをどれだけ圧縮できるのか、効率化できるのかという問題があります。

市民会館全体を指定管理することで、市民会館事業についてはこんなに人は要らなくなれば、ほかの集中すべき事業に教育予算や人員を投入すればいいわけです。不要な部分が発生しているのであれば、やはりそこもチェックしなければいけません。市民会館の、職員それぞれの仕事内容を把握して、それを指定管理によって効率化できるのかどうか。その点も含めて検討の必要があると思います。

そういう意味で、私としては、本日は、全体についてすぐに指定管理することはしないという決議をしていただければ結構です。ただ、公民館の河内事務所に委託している部分以外については、継続して審議していくという決議をすればよいのではないかと思います。

社会教育部長) 今回、審議していただく行政改革実施計画と言いますのは、平成28年度までの5年の期間になります。今年度についてはなく、この期間中の、この計画に対しての方針の決定をお願いしたいのです。

説明の中で、言葉が足りていないかもわからないのですが、これまでも経費の削減については試行錯誤をした中で、削れるものはほとんど削ってきております。経費の委託事業の内容については特殊なものが多く、それ以外のものをまとめようとすると、前年度よりも高くなってしまったということがあります。個々の業務については、職員が1つの業務に対して5社から7社の業者の見積もり合わせをその都度全部行って、最低価格で契約をしてきております。大きなところでまとめようとしたこともありますが、反対に高くなってしまったという結果もあり、なかなか、今の部分での収益の削減はしにくいところです。

ルナ・ホールと市民会館につきましては、この8年、9年内には建てかえの検討をしなければならないほど老朽化が進んでおります。それに伴い、頻繁に突発的な工事が起こってくる中で、職員がその都度、確認・決定していく業務もあります。そのような状況で、業者さんに任せてしまうのは非常に不安な施設ではあります。指定管理者制度を導入したとしても、常に職員がついた形で、そのための人件費は必要になってきます。管理的な部分については、あまりソフト面でのノウハウが必要ではないですから、そういうところでのメリットはないかということで、事務局は事務局なりの研究もしてきております。ですが、非常に厳しいという感覚を持っているところでございます。

木村委員) それが私たちには見えていないです。口頭で説明をいただいただけでは、私たちとしては納得できません。どういう検討をされてきたのかをきちんと見せていただかないといけません。

契約がバラバラになると、その一つ一つを審査しなければい

けないわけで、それに伴う職員の業務量、これはかなりの量になると思います。正直申し上げて、指定管理で1社にすると、そこは省けるわけです。そういう無駄の排除がどの程度できるのかも含めて検討の必要があります。

おっしゃるように、指定管理しても変わらないこともあり得ると思いますが、その勉強はしなければいけないのではないですか。実際に行っているところの自治体等へ行って、どういう形になっているのか、どの程度効果が上がっているのかをきちんと検証しなければ判断ができません。

私たち教育委員は、一般市民の立場に立ちますから、無駄なものがあれば、仮に職員の削減になるとしても、意見を言わなければいけません。職員の方々は業者さんと日常的に顔を合わせて、部下の顔を見て、人情的にしんどいところもあると思います。それはよくわかりますが、私たちの立場としては、税金を払っている市民として、行政に無駄があれば、そこは切り込んでいかなければいけないという職務を負っています。ですから、私たちとしてもつらいところではありますが、はっきりしていかなければいけません。それはご理解いただきたいと思えます。

松本委員) 貸館業務が市直営になっているのですが、これは市直営でなければいけない理由が何かあるのですか。貸し館業務こそ、指定管理ができそうな部分だと思ったのですが。

公民館長) 現状として、市民センターの中では文化事業や公民館事業を行っています。施設管理については、指定管理者制度は向っています。事業の部分は難しいところがあります。

先ほど木村委員がおっしゃったように、コストの削減は当然必要です。例えば水道が詰まったとき、清掃が悪いのか設備が悪いのかということになります。もともとは別々の会社に委託していたのですが、効率化を考え、まとめていこうという形で工夫はしています。

市が困るのは再委託です。例えば大きな会社に委託して、そこでやってくれたらいいのですが、下請に出すと中間搾取が起こってしまいます。それはよくないので再委託は許可制にしています。

大きい会社に頼んだほうがいいのではないかということで、そうしたこともあります。今度は個別に頼んでいたときよりも金額が上がってしまいました。

だからといって、何もしないというわけではありません。指定管理者制度導入に向けて、業務を統廃合していく等の工夫はしています。ただ、それをしていると、何か変だな、うまくいかないなということがでてきます。一生懸命やってはいますが、なかなか効果があらわれていないところです。

松本委員) 本来は向いているけれども、採算等を考えると、ここを今、指定管理にしてもメリットがないから、現状は市の直営で行っているということよろしいですか。

公民館長) 端的な言い方をしますと、人に任せられないのです。

施設が古く、壊れていっています。壊れると修理をするわけなのですが、図面を見ながら業者と相談することになります。

松本委員) それは管理業務に当たるのではないですか。貸館業務と管理業務はまた別ですよ。

木村委員) 委託で、日常的なところの管理を複数の業者で行っているけれども、そこをまとめてもあまり効果が上がらなかったのは、確かにそうかもしれません。ですが、指定管理はまた別の話です。私が提案しているのは、ルナ・ホール事業も管理も貸館も、そういうものをグロスで指定管理したらどうかということです。もちろん業者によっては、ホール事業は得意だがビル管理みたいなところはできないという場合もあると思います。そこは共同企業体としてやっているわけです。そういうところに任せ切るのが指定管理で、総合的にコストが削減できるかもしれないですよ。ですから、過去にそういうことがあったから指定管理はだめだということにはつながりません。そこは実際どうなのかということについて、研究が必要です。

それから、修繕が予定されているからなかなか任せられないとおっしゃいましたが、市のいろいろな施設で、修繕があるけれども、指定管理しているところはたくさんあります。それは、修繕は修繕で別途契約して、向こうに任せるのか、こちらがやるのか、どういうことをするのかは仕様書に書いて決めればいい話です。修繕が予定されているから指定管理が導入できないということにはなりません。

私は、指定管理をすべきだと言っているわけではないのです。真面目に検討して研究したうえで、だめならだめでそれは仕方ないと思うのですが、結論に至るまでのプロセスをきちんと踏んで検証していかなければいけないと思います。いきなりは無理でしょうから、少し時間がかかるとはと思いますが、それをしたうえで、結論を出していかなければいけないと思います。

ですから、私が提案しているのは、とにかくもう少し勉強していきましようということです。

浅井委員) 公民館事業にしろ、ルナ・ホール事業にしろ、前回小石委員がおっしゃったように、芦屋市の社会教育の核になる部分だと思います。そのトップに立つ人が、民間であっても市の職員であっても、携わる業務に向ける熱意がやはり一番大事だと思います。舞台芸術や、文化に対する愛情がなければ、中身の無い空虚なホールであり、会館になってしまうと思います。

ルナ・ホールの場合は昭和45年に設立された当時、文化振興財団があり、ルナ・ホール協会があり、とても高い水準で独自の事業を行っていたと思います。そのときは、小ホールもコンサートや演劇など活発に使われていました。当初から米朝一門や大蔵流狂言とも大きな関わりがありました。

そういう、芦屋から発信する文化、芦屋から全国に向けて発信できるという誇りがあったと思います。ただ、震災のこともあり、なかなかお金もかけられなくなったのではないかと思います。ですが、紆余曲折ありながらも何とか継続してきている、これは本当に芦屋らしさを何とか守れているのではないかと思います。河内事務所が業務委託を受けてくれたことは、大変幸運だったと思います。あらゆる方向から見ていかなければいけない業務ですよ。それを受けられる力のあるところがほかにあるのかどうかわかりません。

指定管理になった場合も、それこそ受けられる力のあるところを見きわめるのは本当に難しいことだと思います。私も仕事柄あちこちのホールを利用している中で、実感したり見聞きし

たりすることも多いです。資料1 1 兵庫県下のホール一覧の中
の指定管理者ですが、市の文化振興財団が圧倒的に多く、純粋
に民間になっているところはごく一部です。

うまくいっているところを、私が聞いた情報で言いますと、
この中では1 3 番の三田市総合文化センター（郷の音ホール）、
2 4 番の明石市立市民会館（アワーズホール）、3 9 番の神戸
市立灘区民ホール、このあたりは指定管理者と利用者がすごく
いい関係で、独自性のある事業も行っていけているところでは
ないかと聞いています。

反面、本当に何も中身がなくなってしまったところもあると
聞いています。

木村委員もおっしゃっていましたが、私も前回申し上げたの
ですが、やはり調査がまだまだ足りていませんし、間に合っ
ていないと思います。今期は無理だと思いますが、今後、細かく
調査して研究してもらいたいと思います。

どこのホールとは言えませんが、民間が請け負ったけれども、
大きな利益を追求するには、芸術や文化は難しいところですよ
ね。これは実際に聞いた話ですが、思っていたよりもうまみが
ないから、正直なところ手を引きたいと言っているところもあ
ります。

一概に指定管理が悪いわけではないと思います。美術博物館
や谷崎潤一郎記念館は、専門性を強く出していかなければいけ
ない施設ですから、このあたりはいい関係で運営できているの
ではないかと思っています。市民の目線を取り入れながら考えてい
くことも必要だと思います。ですが、今申し上げたように、平

成28年度にすぐというのは難しいと思いますし、今、業務委託という形でうまくいっているので、様子を見て研究していけばいいのではないかと思います。

松本委員) 直接この議題には関係ませんが、社会教育の関係の集まりに兵庫県下で行くと、それぞれ社会教育主事さんがいらっしゃるので、芦屋は教育委員会の中で社会教育は少し弱いのかなと思うことがあります。指定管理になる場合も、芦屋の社会教育について熱い思いを持っておられる事務局の方がいると全然違うと思います。以前、小石先生もおっしゃっていたので、社会教育主事さんを育てていくような、そういった方向も強化して、考えていけるといいのではないかと思います。

木村委員) 私も同意見です。無駄なことをやっている部分があるなら、その人材を、社会教育主事だとか適切な人材に変えるという、要するに最適化をしなければいけないということですね。

私自身は、本来こういう文化事業は赤字が当然だと思います。要は、民間でなかなか成り立たないところを、行政は税金をもらってサービスするわけですから、独自で見たら儲かっていいものではないわけです。税金をもって市民に還元していくということですから、赤字のものは、私は悪いと思っていません。ただ、やはり最適化をしなくてははいけません。同じ税金で最大限の効力を発揮できるように、継続的に研究をしていかなければいけないと思います。それが足りていないと思います。

多少お金がかかっても、すごくいいことができるのであれば、私はそれでいいと思います。要はそういうことを説明できるように、我々がならなければいけないのです。しかし、公民館の

河内事務所が行っている事業についてはある程度説明できると
思いますが、それ以外は、最適化できているということについ
て、説明ができません。そこも、やはりきちんと考えていかな
ければいけないですし、詰めていく必要があります。市民に対
して説明できるようにならなくてはいけないということです。
一番気にしているのはその点でございます。

小石委員) この審議会は、必要に応じて審議会を立ち上げているもの
ではなくて、常設なのですね。

たまたま今回は、大きなテーマとして公民館の指定管理につ
いて審議しておりますが、実際の審議内容を見ると、どんな内
容のことを行ったのかというソフト面についてのチェックもさ
れているように思います。

今、高田館長と河内事務所がいろいろソフト面についてお考
えになっていると思うのですが、そこに、公民館運営協議会の
ようなものはないのですか。

公民館長) ありません。

小石委員) なぜこんなことを聞いたかというのと、審議会で内容チェッ
クのようなことはされていると思うのですが、ここで新しい提
案をされているわけではないようですね。同じところがずっと
行っていたら、なかなかそこから出ていけないと思います。運
営協議会のような、一般市民や、いろいろな人が参加してアイ
デアを出し合える場があるといいと思います。もちろんそこ
には、委託している河内事務所や高田館長をはじめとした人たち
も参加して、そこでどういう内容を、これから先持っていくか
を議論したうえで、わかりやすく皆さんに示して、今度はこう

いう方針で行きますというものがあつたほうが、皆さんのニーズに合うようなもの、あるいはマンネリ化しないような形のものできるのではないかと思いました。

浅井委員) それは、もともとあるものがなくなったのですか。それとも最初からないのでしょうか。

公民館長) 小石委員おっしゃったようなことも含めて、公民館運営審議会は、その辺りの議論をしていただくために設置しています。ですから、今言われたようなことは公民館運営審議会でやるべきことかと思えます。

小石委員) 審議会という名前で行うわけですね。

公民館長) 公民館は教育機関ですので、民主的と言うか、そういう事業を実施していきます。例えば私と河内事務所が勝手なことをするとよくありませんので、市民委員さんや学識経験者を含めて、公民館運営審議会でご審議いただいています。その中で、もっとこんなことをしたらいいのではないかという意見も出ていますので、それを参考にしながら進めております。

小石委員) 審議会ですらそういうことをされているのですね。わかりました。

木村委員) ただし、それは社会教育施設としての公民館の部分だけであつて、市民会館、ルナ・ホール事業は本来違うけれども、おまけでやってもらっているという形ですよ。全体について、きちんと議論できるようなものはないということですね。

公民館長) 一般的には社会教育委員の会議が別にありますので、そこでご審議いただくという形になります。

社会教育部長) ただ実際には、社会教育委員の会議では公民館、市民セン

ター、市民会館等の部分まではやっておりません。

木村委員) 本来は、社会教育委員の会議をもう少し活発に回数も増やして、行っていただけるといいとは思いますが、なかなか難しいところがあるようですね。

教育長) 委員4名の意見を出していただきました。指定管理であろうと委託であろうと直営であろうと、我々はそれが本当に適正に運営されているのだろうかという謙虚な気持ちを絶対に持たなければいけないと思います。そういう意味で、今、美術博物館にしても谷崎潤一郎記念館にしても指定管理でうまくいっていると思っています。指定管理を実施しているいろいろなところに聞いてみましたら、指定管理業者と行政との間で月に1回は協議会を持って、市民アンケートや苦情処理がどうなっているのかも、ざっくばらんにしているところがうまくいっているように思います。

谷崎潤一郎記念館は、特別な知識が要る部分に関しては、市の職員では太刀打ちできませんので、指定管理者に運営をお願いしたほうがよいと思います。市民目線に立った形での協議は大事です。何らかの形で、教育委員会もよく見ているという、緊張感を指定管理者に持ってもらうことも必要です。

それから市民センターについては、今回の議論としては、すぐに指定管理とまではいかないのは共通意見ですが、どういう形が一番いいのかはやはり研究していかなければいけないと思います。

かつては、ルナ・ホールはこの地域ではすごくよかったです。時間が経って、他市においてはすばらしい施設ができて

きました。このような状況の中で何ができるかということを考えなくてはなりません。芦屋市として、議論してこうなのですかということを、市民に説明できれば、それはそれでいいと思います。その説明資料が足りないのではないかというご指摘があります。事務局としては、館長や社会教育部長等を含めた形で、これからも他館を見に行くなり、教育委員の皆さんにも行っていただくなどして、どういう形がいいのか、たゆまずその方向を探っていくことはしておきましょう。

では、どうでしょうか。委員の皆さんにお諮りいただきたいのは、現段階では指定管理者制度は導入せず、市民センターも含め一体として、現在の直営による業務委託の方式を継続することについてです。それとともに、今申し上げた、委託での、進め方の中でどういう形がいいのかを研究し、教育委員会の中で報告していくことです。あらためて申し上げます。本教育委員会の結論としては、指定管理者制度を導入しないということをご提案させていただきたいと思えます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。第19号議案「公民館に指定管理者制度を導入すること」につきましては、教育委員会として、現段階では指定管理者制度は導入せず、市民会館も含めて一体として、現行の市直営による業務委託方式を継続することでご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案はそのように決めます。

〈第19号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。

次の、第21号議案「芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、3月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたと思いますが御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教 育 長) 次に、第21号議案「芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

私から先にまとめて確認させていただきます。

富田碎花賞は、全国に募集をかけます。事務はすべて教育委員会が行うと思いますが、100編応募があるとして、前段階審査で10編くらいに絞ります。その選考をしていただく方と、その絞った10編を最終選考していただく方がいますね。今回の条例改正は、その最終に選考される方が対象ということですね。

生涯学習課長) はい。

教 育 長) その方には、こういう会議に関しては今説明にあったお金を

出しますということですね。ただ実際に本を読んでもいただいたり、いろいろな作業を伴う、その費用に関しては、規則で定めるということですね。

その前段階において、100編から10編を選んでいただける方への報酬等や位置づけはどこで決まるのですか。

生涯学習課長) 前段階審査を行うのは推薦委員と言いまして、推薦委員会が別途あります。最終的な決定ではないので、附属機関でなくてもいいということで、それは要綱に従ってということになるかと思えます。

教育長) それでは、質問をお願いします。

木村委員) 顕彰会は存続することになるのですか。

生涯学習課長) 解散されるということではないのですが、会員は高齢の方がほとんどです。何もしないということではないのですが、会が主体となって、こういう賞の決定や贈呈式を行うということは難しい状況です。

木村委員) 先ほど教育長がおっしゃった、100編を10編にするところの機能を顕彰会が担うのかと思っていたのですが、そういうわけではないのですか。

生涯学習課長) それもあわせて市が運営するという形です。まずは今回の附属機関の委員さんとは別に、推薦委員会がございます。市長の名前で行う受賞作品の決定につきましては附属機関として行う必要があるのですが、候補を決める組織については附属機関でなくてもよいということで、そのあたりは要綱の中で決めて実施することにしています。

木村委員) それも顕彰会が推薦する人なのですか。

生涯学習課長) 今回の選考委員につきましても、見識のある、卓越したというようなことになりますので、詩になじみのない者には難しいです。実際のところは顕彰会の方や、県の審議会等、そういう専門家の方をお願いして推薦していただくような形になると思います。

木村委員) わかりました。人数は5人以内ということですが、これまでずっと5人でやってきているということですか。

生涯学習課長) 必ず5人ということではないのですが、5人以内ということでは変わってございません。

木村委員) それからもう1点、賞金として受賞者に50万円を渡しますが、それについては条例や規則等の改正は必要ないのですか。

生涯学習課長) 以前、顕彰会にすべてしていただいていた時期もあるのですが、途中からまた市が出すことになっておりますので、そこは今と同じです。

木村委員) わかりました。

教育長) 本来市が行っていたところを顕彰会にいただいていたのですが、顕彰会が高齢化したため、また市が実施する形に変わります。富田碎花邸を後世に残すため、建物も耐震補強を行います。

消えてしまうのではなく発展的に。顕彰会の皆さんには、イベントに来ていただいたり、盛り上げていただく応援団として残っていただくという形になります。司会や議事を進めることについては、市の職員が中心となって、これを維持していくということです。市長もこれに対しては積極的に、前向きにやるようにと、予算化もしていただいています。

社会教育部長) 従前につきましては、条例まで定めていたわけではなく、規則で富田碎花賞を実施しておりました。ですが、徐々にそういうところも厳しく一律化されてきております。市がこういう決定を行うものにつきましてはできるだけ条例を定めるようにという指導を受けましたので、今回初めて条例化するというものです。条例の中に附属機関はたくさんありますが、今回その1つに加えていただくこととなります。

浅井委員) 平成16年度以前の形にある意味戻るということですか。

社会教育部長) そうです。市が主体になって全部やるということです。

小石委員) 顕彰会が世代交代していくことはないわけですね。

木村委員) それは顕彰会の問題ですから。

小石委員) ずっと固定の人がおられたのですか。

社会教育部長) 富田碎花先生のゆかりの方が顕彰会にずっといらっしゃいました。

小石委員) そういうことでしたら仕方ないですね。

社会教育部長) そこから推薦を受けて、少し違う方が入られることはあるのですが。

小石委員) そういうことですね。

教育長) 富田碎花の行事は、もう少し工夫を凝らさなければいけないと思います。谷崎潤一郎は、全国区で、ファンも多いですし学者もたくさんいるので、ああいう形でお任せは十分できると思います。富田碎花は、谷崎と同じ時代の人なのですが、まだ認知度が低いので、芦屋市としては重要な人物の1人として補強していかなければならないと思います。消えてしまうのではなく、芦屋文化の1つとして、という心意気で、アピールの仕方

やイベントの持ち方も考えていかなければいけません。兵庫県の各学校でたくさんの校歌をつくっておられます。精道中学校の校歌も、富田碎花の作品です。

浅井委員) 碎花賞授賞式のプログラムですが、記念講演会をいつもしてください。大変興味深い内容で、私たちにもよく理解できる場合もあれば、専門的で難解な場合もあります。そこで、富田碎花についてのお話が意外に出てこないですね。皆さんおわかりでしょうということなのかもしれませんが、それは少し残念に思います。碎花さんのことについてのお話や、受賞者の方のお話がもう少しあってもいいのではないかと思います。今後その辺にかかわっていくこともできるのでしょうか。

教育長) 全く同感です。

社会教育部長) 今後は、そういうご意見もいただいておりますし、事務局もそのように考えております。受賞される方に出ていただくシーンが非常に少ないので、もう少しそういうところに重きを置いた中で、工夫を凝らしていきたいと思っております。

浅井委員) ぜひお願いしたいと思います。

木村委員) そうですね。それから、講演に来られる方々がいつも一緒のように思います。もう少し一般化して、ルナ・ホールで何かできないか等、認知度を高めるという意味では、わかりやすい話を一般市民の方もたくさん参加できるような形で行うといったような工夫をしていかなければいけないと思います。非常に限られた、閉鎖的な空間の中で行ってしまっているところがあるので、そこはいつも思います。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第21号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言